別記様式第3号（第7条関係）

誓約書

燕市長　様

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、次のすべてについて遵守したうえで事業を実施します。

１　再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等（特に次のすべて）に準拠すること。

ア　関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

イ　電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

ウ　設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

エ　接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

オ　交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

カ　10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

２　法定耐用年数を経過するまでの間、温室効果ガスの排出の削減量又は吸収量を取引することができるものとして国が認証する制度（J-クレジット制度）に登録しないこと。

３　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づくＦＩＴ制度又はＦＩＰ制度の認定を取得しないこと。

　　　　年　　月　　日

　　所在地

　　　　　名称

　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　印